

亀山市告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項の規定により、道路と公共の用に供する施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 6 項の規定により告示する。

なお、「兼用工作物管理協定書」は省略し、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 24 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類及び路線名
市道名越 7 号線
- 2 公共の用に供する施設の名称
のぼのの森公園
- 3 成立した協議の内容
「兼用工作物管理協定書」のとおり